

懲戒処分について（公表）

美作市消防本部

次のとおり懲戒処分を科したので、公表します。

令和8年3月10日

事案 交通事故（休日に私用車運転中の人身事故）

処分対象者及び処分内容

- 美作市消防本部 男性職員(消防士長：年齢33歳)に、懲戒処分（減給（10分の1）1月）を行いました。

処分年月日

令和8年3月10日

処分に至った事実の概要

- 令和6年12月7日午前10時52分頃、休日に私用車を運転中、岡山県勝田郡奈義町広岡地内の県道51号美作奈義線の信号機のない交差点において、一旦停止後に安全確認不十分により通行したため、交差点内で商用車（トラック）と接触し、運転者に右足複雑骨折の外傷を負わせ、30日の運転免許停止処分を受けました。その後、令和7年8月21日に起訴され、令和8年2月19日に岡山地方裁判所津山支部により過失運転致傷罪として罰金100万円の判決を受け、令和8年3月6日に刑が確定しました。
- 私用車で人身事故を起こし、相手方に重症を負わせたことについて、美作市職員分限懲戒等審査会の審査を踏まえ、全体の奉仕者として公務員の信用失墜行為に該当するものとして、地方公務員法及び美作市職員懲戒処分の基準に関する要綱の規定に基づき処分を行うものです。

本人コメント

このたび、私が起こした交通事故により、被害者や関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしたこととなり深くお詫び申し上げます。

今後は、率先して交通法令を遵守し、安全運転及び交通事故防止に取り組むとともに、市民の皆様に対し信用、信頼回復に努めてまいります。

消防長コメント

このたび、本市消防職員が起こした交通事故につきましては、公務員としての自覚を欠く行為であり、被害者及び関係者の皆様に対し心よりお詫び申し上げます。

また、これにより市民の皆様に対し信用を損なうこととなり大変申し訳なく思います。

今後は、全職員、より一層、交通法令の遵守及び安全運転の徹底を図り、交通事故防止に全力で取り組んでまいります。

以上